



# 新潟県報

発行 新潟県  
号外 7  
平成29年 3月28日  
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

369 工業技術総合研究所手数料条例別表中の当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額(産業振興課)

告 示

◎新潟県告示第369号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例第2条の規定により、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額(平成26年3月新潟県告示第505号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年 3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
試験、検査等の種類			手数料の額		試験、検査等の種類			手数料の額	
			単位	金額				単位	金額
(略)					(略)				
2	(1)	(略)	(略)	(略)	2	(1)	(略)	(略)	(略)
		ス 粘度測定試験	(略)	(略)			ス 粘度測定試験	(略)	(略)
		セ エックス線CT試験	1 時間 まで	9,370円			セ エックス線CT試験	(略)	(略)
			1 時間 を超え	7,140円					
			1 時間 増すご とに						
(略)					(略)				
(略)					(略)				